

社会保障審議会 介護給付費分科会長

田 中 滋 殿

2018 年 11 月 22 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

常務理事 井 上 隆

大変恐縮ながら、所用により参加できませんので、本日の議題につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

【介護人材の処遇改善について】

(1) 加算による処遇改善についての抜本的見直しに向けた検討の必要性

処遇改善加算については、既に、これまでの分科会での発言や提出意見などで述べてきたとおり、処遇改善そのものは大変重要な課題と認識しているが、処遇の改善は本来労使の自立的な取組を通じて実現されるべきものであると考えている。処遇改善を引続き介護報酬による対応で行うべきなのか、次回の通常の報酬改定を見据えて、根本的に検討すべきと考えている点を改めて強調したい。

(2) 新たな処遇改善加算は人材確保に最も効果的な形であるべき

「新しい経済政策パッケージ」で示された通り、今回の新たな処遇改善加算は、介護人材の確保が最大の課題であるという認識の下、実施されるものである。従って、今回の加算は、投入される数千億円の公金が最も効果的に介護人材の確保につながるものでなければならない。その観点から、以下の通り考える。

- ①当該加算が真に「人材確保」に効果的となるよう、サービス類型ごとの加算率の設定にあたっては、「経験・技能のある介護職員が多い」のみならず、有効求人倍率等も踏まえた地域ごとの人材確保の困難性にも配慮する必要性について検討すべきではないか。
- ②経験・技能のある職員に「重点化」していく趣旨に鑑み、現行の処遇改善加算のうち、キャリアパス要件として「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること」も求められる「加算Ⅰ」のみを対象とすることが妥当ではないか。

(3) これまでの処遇改善加算も含めた効果の検証の必要性

これまで導入された加算と合わせて、人材確保にどれだけの効果が生じたか、検証をお願いしたい。

【介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について】

区分支給限度額については、足元の状況に加え、消費税増税に伴う介護報酬の上乗せによって新たにどれだけの方が区分支給限度基準額を超えてしまうかのシミュレーションをお示しいただき検討すべきと考える。その上で、仮に今回、対応する場合であってもあくまでも、「従前と同量のサービスの利用について、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じない範囲」での対応とすべきである。

以 上